

子育ての経済的負担軽減は高等教育に重点を 松田 茂樹

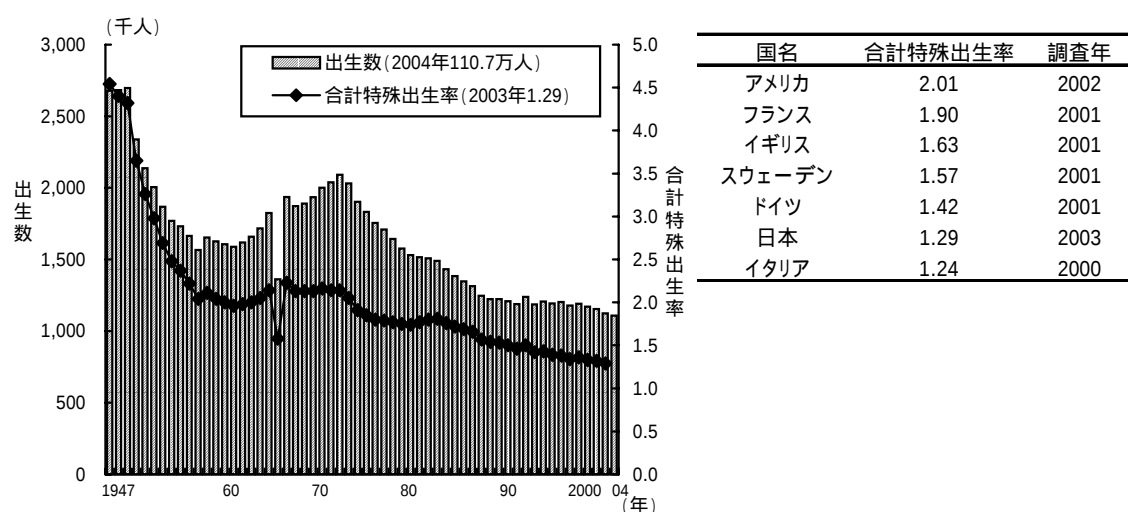
<人口減少社会の到来>

元日に発表された人口動態統計の年間推計によると、2004年の出生数は110万7,000人であり、2003年の112万3,610人よりも約1万7,000人減少した。わが国の出生数の推移をみると、1970年代前半の第二次ベビーブーム以降、減少傾向が続いている（図表1）。2003年の合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生むと仮定した場合の平均子ども数）は1.29であったが、出生数の減少が続いていることから、今後発表される2004年の合計特殊出生率の値はさらに低下する可能性がある。現在の人口を維持するためには、この値が2.1、すなわち1人の女性が2.1人子どもを生む必要があるが、現状はこれを大幅に下回っている。諸外国の中でもわが国の合計特殊出生率は低く、少子化の進行が特に深刻な国の1つである。

新たに生まれてくる子どもの数が減りつづけることは、いずれ人口が減少していく社会が到来することを意味する。明治以降、第二次世界大戦の時期を除いて、わが国の人口は一貫して増加してきた。しかし、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、出生率の低下により死亡数が出生数を上回るため、総人口は2007年以降減少に転じるとみられている（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」）。

人口減少は、生産年齢人口や労働力人口の減少による経済成長の低迷や年金等社会保障費の負担の増大をはじめとするさまざまな負の影響をもたらすことが懸念されている。

図表1 わが国の出生数と合計特殊出生率の推移および諸外国の合計特殊出生率



注：2004年1月～10月の数値をもとに、2004年の出生数を推計した結果である。
資料：厚生労働省「平成16年人口動態統計の年間推計」（2005年）

< 子育ての経済的負担の軽減が求められている >

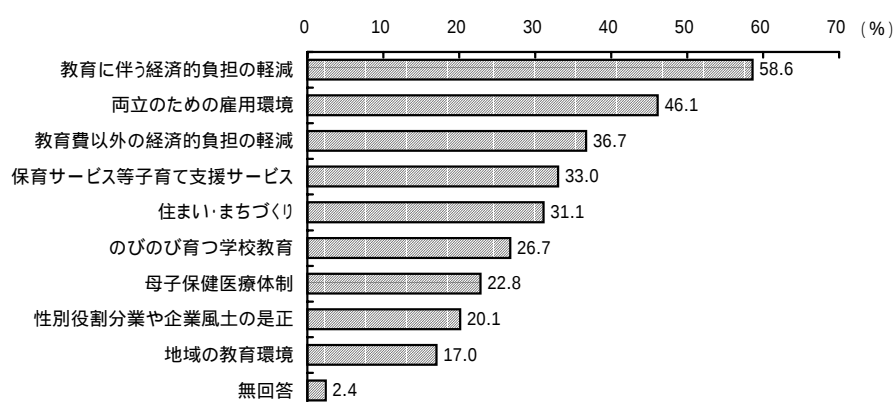
少子化の原因は、晩婚化・未婚化と夫婦の出生力の低下である。その背景には、子育ての経済的・身体的負担感の増大、仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れ、女性の高学歴化、結婚・出産に対する価値観の変化等があるともいわれる（内閣府『平成16年版少子化社会白書』）。

加えて、わが国の少子化が先進国の中でも深刻になっている理由として、少子化対策の遅れという問題もある。2002年度のわが国の児童手当、保育サービス、育児休業関係等子育て支援に対する給付費は3兆1,513億円であるが、これは社会保障給付費全体の3.8%を占めるに過ぎない（同白書）。OECD 諸国においては、児童手当や育児休業中の所得補償費等の現金給付が GDP に占める割合が高いほど、合計特殊出生率も高くなる関係がみられる。しかしながら、わが国におけるこの割合は0.5%に満たず、約1.5%のフランスなど出生率が高い諸国と比較して低い（OECD 調べ）。

わが国の結婚・子育て期にあたる20～39歳の男女は、少子化対策として「教育に伴う経済的負担の軽減」「両立のための雇用環境」「教育費以外の経済的負担の軽減」等の充実を望んでいる割合が高い（図表2）。希望の上位には、子育てにかかる経済的負担の軽減を求める項目があがっている。また、別の調査によると、夫婦が理想とする子ども数は2.53人であるのに対して、実際に生む予定の数は2.17人とどまっているが、理想よりも予定の子ども数が少ない最も大きな理由は「子育てや教育にお金がかかりすぎる」からである（国立社会保障・人口問題研究所「第12回出生動向基本調査」2002年）。

少子化対策にはさまざまな方策があるが、以上の点をふまえると、急激な少子化を食い止めるためには、わが国においても子育ての経済的負担を軽減する施策を充実させることが1つの方向性であるといえる。経済財政諮問会議が60歳未満の男女に行った調査によると、「子どもを生み、育てることによる負担は、社会全体で支えるべき」という質問に対して、「まったく賛成」もしくは「賛成」と答えた者は約9割にのぼる（経済財政諮問会議「日本21世紀ビジョンインターネット調査第2回補足調査結果」2004年）。この結果から、個々の家族の子育ての経済的負担を、社会で分かち合うことへのコンセンサスも得られているといえる。

図表2 少子化対策の分野間において特に充実が望まれているもの（3つまで選択）



注：全国44都道府県に居住する20歳から39歳までの男女6,000人が対象、有効回答数2,046人（有効回収率34.1%）
資料：総務省「少子化対策に関する政策評価書 - 新エンゼルプランを対象として」（2004年）

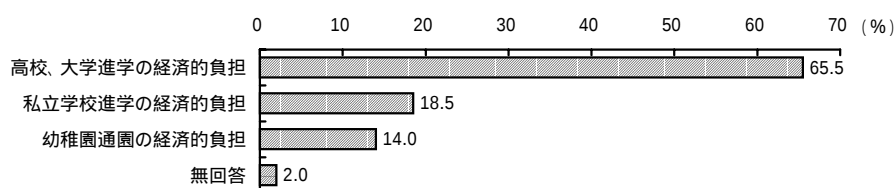
< 高等教育にかかる経済的負担の軽減が必要 >

子育てにかかる家族の経済的負担を軽減する施策としては、第一に児童手当の拡充という方法が考えられる。児童手当は小学校3年修了時までの子どもを養育する者に支給されるもので、その額は第1子と2子の場合は月額5,000円、第3子以降は月額10,000円である(2004年3月までは未就学児が対象であったが、同年4月以降小学校3年修了時までに対象が広げられた)。いわゆる少子化対策先進国と比較すると、わが国の児童手当の額は少ない。例えば、フランスでは、18歳までの子どもを養育する者を対象に、子どもが2人であれば日本円に換算して約1.3万円、3人であれば約3万円が支給され、スウェーデンでは、16歳までの子どもを養育する者を対象に、第1子もしくは第2子の場合は約1.1万円、第3子の場合は約1.4万円が支給される(人口問題審議会「少子化に関連する諸外国の取り組みについて」1999年)。このため、わが国の児童手当についても、対象年齢の幅を広げ、支給金額の増額を求める声は大きい。前掲の経済財政諮問会議の調査では、「第3子からは児童手当を特に増額するべし」という考え方に対して、約8割の者が賛成(「まったく賛成」+「どちらかといえば賛成」)している。

しかしながら、各種のデータをみる限り、児童手当の拡充は、子育て期の世代が感じている経済的負担感を軽減するための方法としてはミスマッチである。子育てにかかる費用のうち、家庭に重くのしかかるのは子どもの教育にかかる出費であるからである。幼稚園4歳から大学までの教育費と学生生活費の合計は、すべて公立の場合で1,369万円、高等学校だけが私立で他が公立である場合で1,519万円にのぼる(文部科学省「子どもの学習費調査」「学生生活調査」2002年)。20~39歳の男女が最も求めている少子化対策も教育に伴う経済的負担の軽減であり(図表2)中でも「高校、大学進学のための経済的負担」の軽減を求める者が多い(図表3)。

こうした状況をふまえると、児童手当を先述したフランスやスウェーデン並みに拡充したとしても、高等教育費の自己負担が少ない欧州諸国と異なり、わが国の高等教育は家庭にとって高コストで、かつ親が負担することが多いため、親の経済的負担は一部しか減らない。それよりも、子どもが高等教育へ進学した場合の経済的負担の軽減策を拡充することが、的を射るとみられる。無論、児童手当と高等教育費負担の軽減策の両者を行うに越したことはない。けれども、厳しい財政状況の折、より効果が見込まれる施策に重点的に予算を配分すべきという指摘(総務省「少子化対策に関する政策評価書 - 新エンゼルプランを対象として」2004年)をふまえると、子育てへの経済的支援の中身についても「選択と集中」が求められている。

図表3 「教育に伴う経済的負担の軽減」の分野内の施策間において特に充実が望まれているもの(1つ選択)



資料：図表2と同じ